

広島県告示第九百三十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によつて、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和元年十一月十二日

広島県知事 湯崎英彦

皆原① (八八六三)	皆原③ (八八六五)
土石流	土石流
皆原① (八八六三)	皆原③ (八八六五)
土石流	土石流